

○津山圏域資源循環施設組合個人情報保護条例施行規則

平成21年10月9日

津山圏域資源循環施設組合規則第19号

(目的)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合個人情報保護条例（平成21年津山圏域資源循環施設組合条例第16号）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 津山圏域資源循環施設組合の個人情報保護に関する事項については、津山市個人情報保護条例施行規則（平成15年津山市規則第36号。以下「市規則」という。）を準用する。この場合において、市規則中「市長」を「管理者」に読替えるほか、必要な技術的読替えについては、管理者が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。